

京都市水洗便所設置費特別助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法第2条第8号に定める処理区域内において水洗便所を設置する者に対し、市が予算の範囲内で、水洗便所設置費特別助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金は、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第2条第1項に規定する工事（以下「水洗化改造工事」という。）又は同条第3項に規定する工事（以下「し尿浄化槽からの接続替工事」という。）をする者のうち、次に掲げる要件を備える者に対して交付する。

(1) 満65歳以上の者。ただし、その者に同居者がある場合は、当該同居者が次のいずれかに該当するものであること。

ア 満65歳以上（配偶者については満58歳以上）又は満18歳未満の者

イ 療育手帳又は4級以上の身体障害者手帳を有する障害者

(2) 証明を受けることができる最新の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が145万円以下の者。ただし、その者に同居者がある場合は、当該同居者のそれぞれにつき、合計所得金額が145万円以下であること。

(助成金の額)

第3条 水洗化改造工事に係る助成金の額は、京都市水洗便所設置奨励金交付規程第3条に規定する水洗化改造工事に係る奨励金の額を工事に要する費用から控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、その額が384,000円を超えるときは、384,000円とする。

2 し尿浄化槽からの接続替工事に係る助成金の額は、京都市水洗便所設置奨励金交付規程第3条に規定するし尿浄化槽からの接続替工事に係る奨励金の額を工事に要する費用から控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、その額が220,500円を超えるときは、220,500円とする。

3 前2項に規定する助成金の額は、生活保護法による下水道設備費の支給対象である世帯に属する者については、支給される下水道設備費の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、工事着手の前日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、水洗便所設置費特別助成金交付申請書（様式第1号）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 水洗便所設置費特別助成金交付申請副申書（様式第2号）

(2) 条例第9条に規定する者（その者に同居者があるときは、当該同居者全員を含む。）の住民票の写し及び市・府民税課税証明書又は市・府民税所得証明書

(3) 排水設備工事確認申請書

(4) 工事代金の見積書の写し

(5) その他管理者が必要と認める書類

(標準処理期間)

第5条 条例第10条に規定する決定は、申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内にしなければならない。

(交付の決定の通知)

第6条 条例第12条第1項に規定する文書は、水洗便所設置費特別助成金交付決定通知書（様式第3号）とする。

2 条例第12条第2項に規定する文書は、水洗便所設置費特別助成金不交付決定通知書（様式第4号）とする。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、京都市指定下水道工事業者規程第28条第1項に規定するしゅん工届とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、工事精算書とする。

(交付額の決定等)

第8条 条例第19条の規定による交付額の決定は、条例第10条第1項又は同条第2項により決定した水洗化改造工事又はし尿浄化槽からの接続替工事のうち、京都市公共下水道事業条例第5条第3項又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例第7条第3項に定める検査に合格したものについて行うものとする。

2 条例第19条の規定による通知は、水洗便所設置費特別助成金交付額決定通知書（様式第5号）とする。

(交付請求)

第9条 条例第19条の規定による通知を受けた者は、速やかに、請求書を管理者に提出するものとする。

(細則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、同日以降交付申請書を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月15日から施行し、同日以降交付申請書を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月15日から施行し、同日以降交付申請書を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月15日から施行し、同日以降交付申請書を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月2日から施行し、同日以降交付申請書を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月15日以降申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の規定は、平成2年7月1日以降に交付申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日以降工事の申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日以降申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日以降申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日以降申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日以降申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日以降交付申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日以降交付申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市水洗便所設置費特別助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に第４条の規定による申請がされたものについて適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の京都市水洗便所設置費特別助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
申請者
氏 名

水洗便所設置費特別助成金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、助成金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

家屋所在地	京都市 区			
家屋所有者	住所		氏名	
同居者	氏	名	年齢	続柄
				本人
申請理由				

- 添付書類
- 1 京都市水洗便所設置費特別助成金交付申請副申書（様式第2号）
 - 2 住民票の写し及び市・府民税課税証明書又は市・府民税所得証明書（同居者があるときは、当該同居者全員を含む。）
 - 3 排水設備工事確認申請書
 - 4 工事代金の見積書の写し
 - 5 その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市 福祉事務所長 印

水洗便所設置費特別助成金交付申請副申書

- ☐ 下記の者は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でないことを証します。
- ☐ 下記の者は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であることを証します。
生活保護法による下水道設備費の支給額は、支給後、別途お知らせします。

記

住所 京都市 区

氏名

様式第3号（第6条関係）

決定番号	
------	--

水洗便所設置費特別助成金交付決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けでありました水洗便所設置費特別助成金交付申請について審査した結果、交付することを決定したので通知します。

記

1 設 置 場 所

2 交付予定金額 円

（注意）

京都市補助金等の交付等に関する条例第22条又は第23条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は交付した助成金を返還していただきます。

様式第4号（第6条関係）

水洗便所設置費特別助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けでありました水洗便所設置費特別助成金交付申請について、審査した結果、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第5号（第8条関係）

水洗便所設置費特別助成金交付額決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けでありました水洗便所設置費特別助成金交付申請について、審査した結果、交付額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 設置場所 | |
| 2 | 交 付 額 | 円 |
| 3 | 支払期日 | |

京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条又は第２３条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は交付した助成金を返還していただきます。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。